

プロフラニリドに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和元年8月7日～令和元年9月5日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>農薬はいくつ認めたら気がすむのでしょうか？ましてや発がん性のあるものを認めようとしていることはおそろしい限りです。このような物を認める法体系に疑問を持たずそれを淡々と処理されているなら、どうしようもないですね。</p>	<p>食品安全委員会は、食品を介した農薬等の摂取によるヒトの健康への影響を科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に評価しています。</p> <p>農薬の登録に係る御意見は、農薬取締法に基づくリスク管理に関係するものと考えられることから、農林水産省に情報提供いたします。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。